

# 奈良県市町村合併推進構想

奈 良 県

平成18年3月

はじめに	1
<b>I 市町村合併の推進に関する基本的な事項</b>	<b>2</b>
1 全国的な市町村を取り巻く環境変化	2
1) 市町村の役割の拡大と高度化	
2) 人口減少と少子高齢化の進行	
3) 厳しい財政状況	
2 県内市町村の望ましい姿	3
3 市町村合併推進の必要性	3
1) 日常社会生活圏の拡大への対応	
2) 人口減少と少子高齢化の進行への対応	
3) 逼迫する市町村財政への対応	
4) 自主的・主体的な地域づくり	
5) 市町村合併の必要性	
4 市町村合併の推進に当たっての県の役割	7
<b>II 市町村の現況及び将来の見通し</b>	<b>8</b>
1 市町村の現況	8
1) 市町村数の変遷	
2) 人口と面積	
3) 人口規模別の市町村の状況	
2 市町村の人口及び高齢化等の見通し	9
1) 人口の推移	
2) 高齢化の推移	
3 行財政運営の状況	11
1) 行政運営の状況	
2) 財政の状況	
3) 財政の今後の見通し	
4) 広域行政の状況	
4 旧合併特例法下における合併の状況	14
1) 全国の状況	
2) 奈良県の状況	
3) 県内市町村の合併協議の状況	

<b>Ⅲ 構想対象市町村の組合せ</b>	17
1 構想対象市町村の組合せに係る基本的な考え方	17
2 構想対象市町村の組合せ	18
3 組合せに係る留意事項	19
4 構想対象市町村に位置付けなかった市町村について	19
<b>Ⅳ 市町村合併を推進するための必要な措置</b>	30
1 合併推進のための支援体制の整備	30
2 市町村への支援措置	30
3 新合併特例法に基づく措置	30
<b>○資料編</b>	
資－1 自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針	31
資－2 各市町村別人口及び面積の状況	34
資－3 平成16年度市町村財政状況（普通会計ベース）	35
資－4 奈良県市町村合併推進審議会委員名簿	36
資－5 奈良県市町村合併推進審議会審議経過	37

## はじめに

---

地方分権が一層進展し、急速に少子高齢化が進行する中、住民に最も身近な基礎自治体としての市町村は、国・地方を通じた厳しい財政状況の下で、ますます高度化・多様化する行政ニーズに応え、自らの責任と判断で行政サービスや施策の内容を決定し、実施していくとともに、より一層効果的かつ効率的な行財政運営を行うことが求められている。

市町村合併は、こうした要請に対応し、市町村の広域化、行財政基盤を強化するために最も有効な手段である。国においても、地方分権の一層の推進等の要請に応じていくためには、平成17年4月1日以降も「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下「新合併特例法」という。）に基づいて、引き続き自主的な市町村合併を全国的に推進していく必要があるとしている。

新合併特例法では、総務大臣が定める「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に基づき、都道府県が、市町村合併推進審議会の意見を聴く中で、市町村合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成し、この構想に基づき市町村合併を推進することとされている。

一方、県としても、小規模町村の解消、新たな市制施行、人口10万人程度以上の市勢拡大といった観点から、市町村の行財政基盤の強化を目指し、市町村合併をより一層推進する必要があることから、本構想を作成した。

なお、本構想の作成に当たっては「奈良県市町村合併推進審議会」において、十分にご議論頂き、その結果を取りまとめられた「奈良県市町村合併推進構想（素案）」を最大限尊重したところである。

今後本構想をもとに、市町村や県民に対して合併の必要性や意義についてわかりやすく情報提供を行うとともに、それぞれの地域の状況に応じて関係市町村に対する様々な支援など、市町村合併の推進に向けて、県として役割を果たしていきたい。さらに、関係市町村において、住民や議会に対し財政状況や行政サービスの現状と今後の見通しなどについて十分に説明がなされた上で、市町村合併に向けた活発な議論が展開されることを期待するものである。

平成18年3月

奈良県知事 柿本善也

# I 市町村合併の推進に関する基本的な事項

## 1 全国的な市町村を取り巻く環境変化

### 1) 市町村の役割の拡大と高度化

市町村は住民に最も身近な総合的な行政主体として、既に相当幅の広いかつ高い水準の行政サービスを担っており、加えて地方分権の進展や少子高齢化の到来等に伴い、住民ニーズもますます高度化・多様化してきている。そうした変化の中で、行政サービスを提供する市町村は、今後、国・県から市町村への権限移譲が進む中、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められており、行財政基盤の確立と高度化する行政事務に的確に対応できる専門的能力を有する職員の育成・確保が必要となっている。

さらに、医療・介護、防災、環境問題など、これまでの市町村の枠を越えた広域的な区域での対応が求められており、基礎自治体としての市町村の役割は、その質・量ともにますます大きくなってきている。

今後、市町村はこうした環境変化に対応し、住民と協働しつつ自ら考え自ら取り組むことで主体性や独自性を発揮し、活力と魅力あるまちづくりを目指していくことが必要である。

### 2) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成17年の国勢調査の速報値によると、1億2,776万人で、平成12年国勢調査の1億2,693万人と比べ、83万人の増加となったが、平成16年10月1日現在の推計人口の1億2,778万人と比べると2万人下回り、既に人口減少局面に突入した。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成12年の1億2,693万人から平成27年には1億2,627万人と66万人（0.5%）減少し、さらに平成42年には1億1,758万人になり、935万人（7.4%）減少すると予測されている。

加えて、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少とともに、老年人口（65歳以上）の割合が、平成12年の17.4%から平成42年には29.6%にまで上昇すると予測され、急速に高齢化が進行すると見られる。

このような人口減少社会の到来により、税収等の落ち込みが予想される一方、高齢化の進行に伴って老人医療や介護サービス等の需要は更に増大することが見込まれる。

市町村においては、このような厳しい環境の中で、専門性を確保しながら、こうしたサービス需要へいかに対応していくかが緊急の課題となっている。

### 3) 厳しい財政状況

経済状況を反映した地方税収の落ち込みや減税の実施等により、地方財政の財源不足は平成6年度以降急激に拡大している。国と地方を合わせた借入金は年々増加している状況にあり、平成17年度末には700兆円を大幅に上回る見込みである。単純に計算すると、国民1人当たり550万円を超える借入金を背負うことになる。このような状況を見る限り、国・地方を含めて財政状況は極めて厳しいと言わざるを得ない。

このような状況の中で、行政サービスの水準を維持・向上していくためには、既に合併

した地域も含め、より効率的かつ効果的な行財政運営が求められる。

## 2 県内市町村の望ましい姿

人口減少や少子高齢化が進行するなど市町村を取り巻く環境が変化する中、分権型社会における基礎自治体としての市町村は、一定の行政規模を有し、自らの判断と責任で行政サービスを安定的に提供し、地域の個性を活かした魅力と活力に満ちたまちづくりを実現していくことが求められている。

厳しさを増す財政状況の下、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、効果的・効率的な行財政運営を実現していくためには、その規模・能力を更に高め、行財政基盤と行政処理能力の向上を図る必要がある。

地域における自己決定と自己責任の原則の下、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として市町村で処理できる体制が確立された状況が望ましい姿と考えられる。

## 3 市町村合併推進の必要性

### 1) 日常生活圏の拡大への対応

交通・情報通信手段の発達により、通勤・通学、買物、医療、レジャー（教養、娯楽）など、住民の日常生活圏は市町村の行政区域を越えて拡大してきている。県内では、京奈和自動車道、中和幹線、大和高田バイパス等の県内主要幹線道路等の整備、郊外型大型ショッピングセンターの出店等により、日常生活圏は一層の広がりを見せている。

これに伴い、住民の行政ニーズも市町村の区域を越えて広域化しており、現在の行政区域では十分に対処することが困難になってきている。住民の利便性向上を図るためには、現在の市町村の区域にとらわれることなく、広域的視点からの行政サービスのあり方について検討する必要がある。

市町村合併により、現在の市町村の区域を越えたより大きな視点から市町村の基本構想や各種計画を策定、実施することが可能となり、多様な機能を持つまちづくりや土地利用をはじめ広域的な視点に立った様々な取組みにより、地域の将来像や発展の方向性について幅広い展開を期待することができる。また、日常生活圏の拡大に対応して、各種の行政サービスの享受が可能となり、広域的に公共施設の利用が可能になるなど住民の利便が向上する。

### 2) 人口減少と少子高齢化の進行への対応

少子高齢化の進行は、労働力人口の減少を招き、経済成長を低下させる一方、医療・福祉等の社会保障関係経費などの財政需要をさらに増加させることとなる。

特に山間地域にある本県の小規模町村では、全国平均より速いペースで少子高齢化が進行しており、専門的な人材の確保、公共施設や防災体制の整備など行政サービスの充実を図る上で、従来の市町村の単位では適切な対応が困難な状況になりつつある。

市町村合併により、専任の職員や部局の設置・増員等組織の一層の高度化や合理化、より効果的な公共施設の配置の広域調整などが可能となるとともに、重点的な投資による基盤整備等、限られた税財源や職員等の有効活用により一層高度かつ多様な行政サービスの提供が可能となる。

例えば、小規模な市町村では、合併することにより採用が困難であった専門職（土木技師、建築技師、保健師等）の採用が可能となり、専門的かつ高度な幅の広いサービスが可能となる。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、奈良県の人口は平成12年国勢調査の時点をもととすると、平成42年には、91.8になるとされている。全国平均100から92.6と比較しても大きな人口減少となっている。さらに、現在の県の村部の減少率は非常に大きく、100から54.29と推計されている。

	H12年国調値A	H42年推計値B	B-A	B/A
県合計	1,442,795	1,324,751	▲118,044	91.82%
市部	1,129,427	1,068,760	▲60,667	94.63%
郡部	313,368	255,991	▲57,377	81.69%
町部	279,851	237,793	▲42,058	84.97%
村部	33,517	18,198	▲15,319	54.29%

各部は、平成17年度末の合併後の市町村 国立社会保障・人口問題研究所データより 市町村課作成

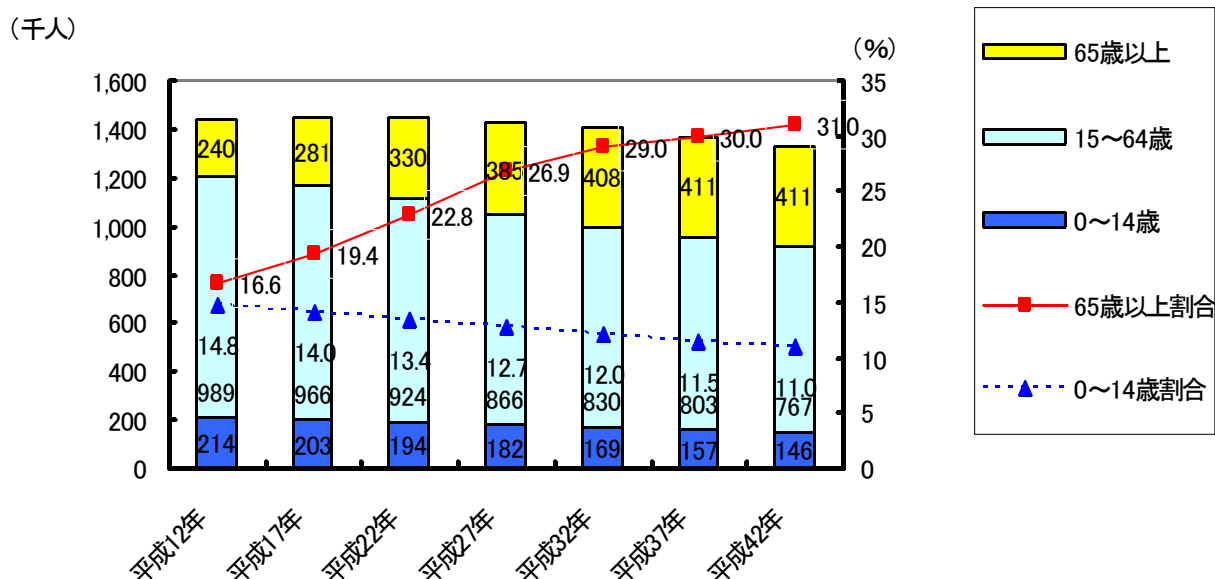
また、高齢化率を見ると、同推計において奈良県が平成12年国勢調査の時点の16.6%から平成42年には31.0%、全国では17.4%から29.6%であり、奈良県の高齢化は全国平均より速く進むと推計されており、特に村部の高齢化率が高いという推計結果となっている。

このことから、県内市町村は、今後より重要な行政課題として高齢者のニーズにあった行政課題に取り組むと共に、少子化対策にもあわせて取り組んでいく必要がある。

	H12年国勢調査時の65歳以上の割合(%)	H42年推計値の65歳以上の割合(%)
県合計	16.6	31.0
市部	16.0	30.4
郡部	19.0	33.3
町部	17.4	32.1
村部	32.6	45.5

各部は、平成17年度末の合併後の市町村 国立社会保障・人口問題研究所データより 市町村課作成

## 少子・高齢化の状況(奈良県)



国立社会保障・人口問題研究所データより市町村課作成

### 3) 逼迫する市町村財政への対応

長期にわたる景気の停滞等により県内の市町村においては、借入金残高が急増しており、その元利償還が財政を圧迫するなど、極めて厳しい状況にあり、今後一層厳しさを増すことが予想される。

一方、少子高齢社会に向けたよりきめの細かい総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本の整備等の住民ニーズを的確にとらえた課題に取り組む必要があり、そのためには財政需要はますます増大するものと見込まれる。

今後、各市町村においては、増大する行政需要に適切に対応していくために、行政サービスの見直しや歳出の削減など一層効率的な行財政運営を行うことが求められている。

### 4) 自主的・主体的な地域づくり

市町村を取り巻く環境の変化の中で、住民に最も身近な基礎自治体である市町村において自ら政策を立案し、それを住民に分かりやすく提示し、理解を求めることができる能力など、分権型社会に対応した自立した自治体となることが重要となっている。

一方、少子高齢化や環境問題などを背景に、行政需要が増え続け、住民の高度化・多様化したニーズに市町村が自らの判断で、きめ細かく対応しなければならない時代にあつて、行政と企業、ボランティア・NPO等のそれぞれが適切に役割分担し、主体的に協力しあいながら、よりよい成果を上げていく必要がある。また、市町村合併により、行政区域が拡大すれば、ボランティアやNPO等の活動の可能性も広がっていくと考えられる。

このような活力のある地方自治を確立するには、民間と行政との協働（相互の特性等を認識・尊重し、対等の立場で、共通する社会目的の実現に向け活動をする。）による公共サービスの効率化を進める必要がある。住民に自らが地方自治の主役であるという意識を高め、主体的に公共的サービスに参画する取り組みを協働で進め、地域活力の基幹を成すコミュニティの活性化を図っていかなければならない。

また、合併すればそれぞれの地域の風土や歴史等地域文化が失われるとの懸念もあるが、昨今の社会情勢の変化に対応して、上述のような民間と行政との協働等を通じた活力ある地域社会づくりを進めることにより、むしろ地域文化を更に発展・継承していくことが可能となるものと考えられる。

### 5) 市町村合併の必要性

こうした状況の中で、市町村が総合的な行政主体として、地域の課題や住民のニーズに的確に対応していくためには、行財政基盤の強化とともに、自らの責任と判断により意思決定を行うとともに、地域の実情に合わせた課題に対応し、政策の立案や事業の実施が可能な組織体制の整備を更に進める必要がある。

これらの課題に対処するには、複数の市町村による事務の共同処理という方法もあるが、行政責任を明確にし、各行政分野の調整や総合的な意思決定の可能性という観点からは、より市町村合併が望ましいと考える。

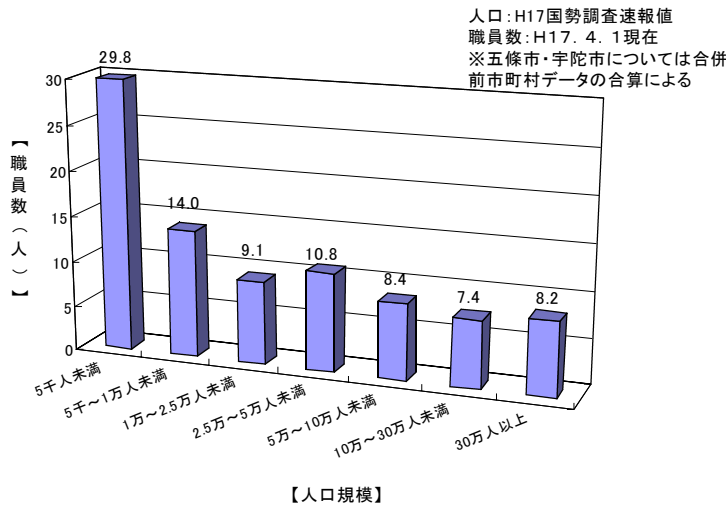
市町村合併により、重複する内部管理部門の効率化が図られ、行政サービスや事業実施を直接行う部門に専門性の高い職員を置き、かつ職員を相対的に多く配置することが可能となり、定型的な業務のみならず、地域の様々な課題やニーズ等に、組織的かつ柔軟に対応できる体制づくりも可能となる。また、類似する公共施設の統廃合・再構築も行うことができる。その結果、全体としては職員数が少なくなり、人件費を減らしつつサービスレ



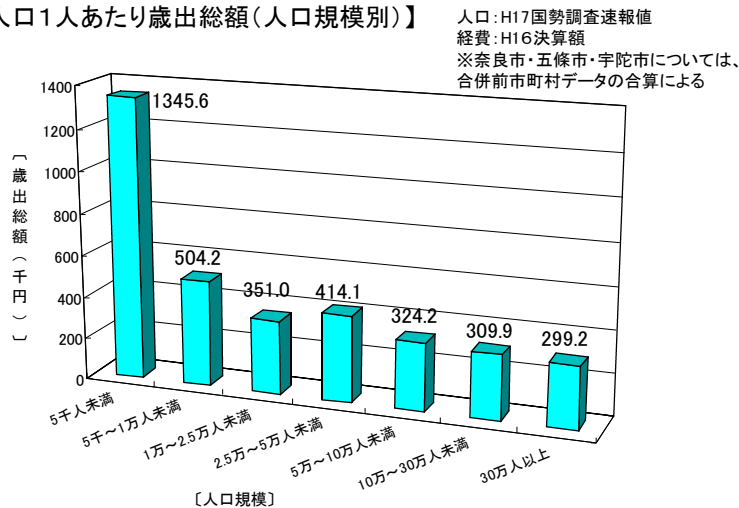
ベルの向上を図ることができ、中長期的な視点で行財政の効率化を図ることが可能となる。

さらに、市町村合併に伴い、住民一人当たりの歳出額など種々のデータから効率的な行政運営を行える自治体の規模である人口10万人を超える市、さらには中核市や特例市への移行がなされる場合には、より一層様々な行政サービスや事務を担うことが可能となる自治体となることができる。

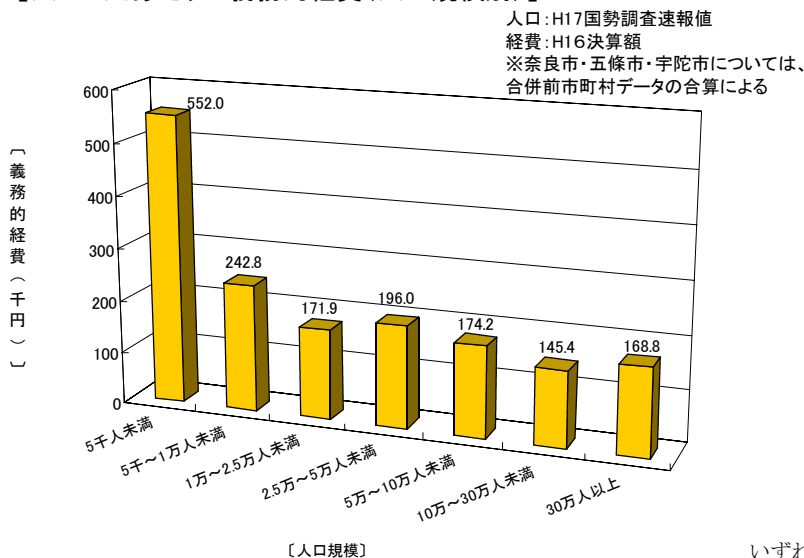
【人口千人あたり一般行政職員数(人口規模別)】



【人口1人あたり歳出総額(人口規模別)】



【人口1人あたりの義務的経費(人口規模別)】



いずれの資料も市町村課作成

#### 4 市町村合併の推進に当たっての県の役割

市町村合併は、行財政基盤を強化し、住民に質の高い行政サービスを提供していくための有効な手段であり、また、福祉や教育・まちづくりなど住民に身近な行政サービスは住民に最も身近な自治体である市町村が行うことが望ましいことから、新合併特例法の下においても市町村合併をより一層推進していく必要がある。

この市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その実現には市町村と地域住民が、自主的・主体的に十分な検討・議論を行うことが重要である。

一方では、新合併特例法においては、県は構想の作成をはじめ、これに基づく合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、従来にも増して、市町村合併を進める上での県の果たす役割が強化されたところである。

この趣旨を踏まえ、県としても市町村が自ら主体的に取り組みができるよう配慮しながら、構想実現に向け、それぞれの状況に応じて必要な情報提供や啓発、関係市町村に対する人的・財政的支援など、県としての役割を積極的に果たしていく。

## Ⅱ 市町村の現況と将来の見通し

### 1 市町村の現況

#### 1) 市町村数の変遷

本県の市町村数は、明治22年4月1日、市制町村制の施行時には10町144村であった。その後、昭和28年に町村合併促進法、昭和31年には新市町村建設促進法がそれぞれ施行され、これらの法律のもとで進められたいわゆる「昭和の大合併」などを経て、平成12年4月1日時点では10市20町17村の計47市町村であった。

さらに、市町村の合併の特例に関する法律の改正による合併支援措置の拡充強化により、合併が進められ平成18年1月1日時点では12市15町12村の計39市町村となっている。

市町村数の推移（本県）

年月日	市町村数			備考
		市	町村	
明治22年 4月 1日	154	0	154	市制町村制施行
昭和28年10月 1日	138	2	136	町村合併促進法施行
昭和31年 6月30日	90	5	85	新市町村建設促進法施行
昭和40年 3月29日	47	8	39	市町村の合併の特例に関する法律施行
平成12年 4月 1日	47	10	37	
平成16年10月 1日	46	11	35	新庄町・當麻町の合併(葛城市誕生)
平成17年 4月 1日	44	11	33	奈良市・月ヶ瀬村・都祁村の合併 市町村の合併の特例等に関する法律施行
平成17年 9月25日	42	11	31	五條市・西吉野村・大塔村の合併
平成18年 1月 1日	39	12	27	大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村の合併(宇陀市誕生)

市町村課作成

#### 2) 人口と面積

本県の市町村の平均人口は約36千人で、全国平均（約65千人）の約56%、また平均面積も全国平均の約46%となっている。

地理的条件等を考慮すれば一概には比較できないが、全国的にみて本県の市町村は、小規模な市町村が多い状況となっている。

本県の市町村の人口及び面積は、次のとおりである。

区分	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	備考
			人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
市町村計（本県）	1,421,367	3,691.09	385.08
市（12市）	1,116,138	1,272.20	877.33
町村（27町村）	305,229	2,418.89	126.19
1市町村あたり平均（本県）	36,445	94.64	385.08
市	93,012	106.02	877.33
町村	11,305	89.59	126.19
1市町村あたり平均（全国1,821市町村）	65,499	203.64	321.64

（人口：平成17年国勢調査による。面積：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」全国及び本県市町村数は平成18年3月末時点。）

### 3) 人口規模別の市町村の状況

#### ●奈良県

区分	1千人未満	1千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満
団体数	(5.1) 2	(23.1) 9	(17.9) 7	(0.0) 0	(17.9) 7	(15.4) 6	(0.0) 0
累計	(5.1) 2	(28.2) 11	<b>(46.2) 18</b>	(46.2) 18	(64.1) 25	(79.5) 31	(79.5) 31

区分	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人 以上	合計
団体数	(12.8) 5	(5.1) 2	(0.0) 0	(2.6) 1	(0.0) 0	(0.0) 0	(100.0) 39
累計	(92.3) 36	(97.4) 38	(97.4) 38	(100.0) 39	(100.0) 39	(100.0) 39	

※人口は、平成17年国勢調査人口による。市町村数は、平成18年3月末時点。

#### ・1千人未満

野迫川村、上北山村

#### ・1千人以上5千人未満

山添村、曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村

#### ・5千人以上1万人未満

安堵町、川西町、三宅町、明日香村、高取町、吉野町、下市町

#### ●全 国

区分	1千人未満	1千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満
団体数	(1.2) 22	(10.8) 196	(14.9) 271	(18.2) 331	(10.8) 196	(8.6) 157	(5.8) 106
累計	(1.2) 22	(12.0) 218	<b>(26.8) 489</b>	(45.1) 821	(55.8) 1,017	(64.4) 1,174	(70.3) 1,280

区分	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人 以上	合計
団体数	(15.4) 280	(8.2) 149	(2.1) 39	(2.6) 48	(0.8) 14	(0.7) 12	(100.0) 1,822
累計	(85.6) 1,560	(93.8) 1,709	(95.9) 1,748	(98.6) 1,796	(99.3) 1,810	(100.0) 1,821	

※人口は、平成12年国勢調査人口による。市町村数は、平成18年3月末時点。

## 2 市町村の人口及び高齢化等の見通し

### 1) 人口の推移

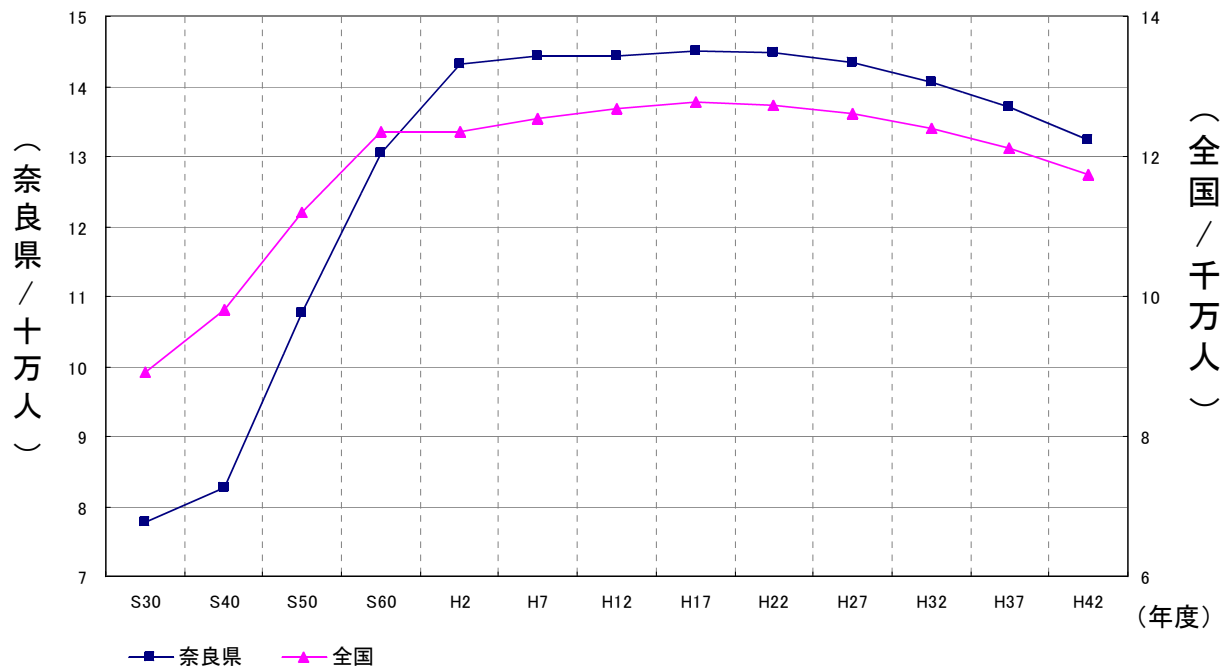
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、全国の人口は、平成18年をピークに減少すると推定されており、奈良県の人口は平成17年国勢調査人口をピークに減少に転じている。

今後の人口推計においても、奈良県では、1人の女性が一生の間に産む子供の数の平均（合計特殊出生率）が低いことなどから、急速な人口減少が見込まれている。

人口、とりわけ労働力人口が減少することにより、社会構造は大きな転換期を迎えようとしているが、市町村の存立基盤である人口の減少は、市町村の財政規模の縮小や必要な人材を確保できないなど、市町村の行財政能力の低下を招くことが危惧される。

※ 合計特殊出生率 奈良県は、東京都、京都府に次いで低率（平成16年度）

# 人口の推移

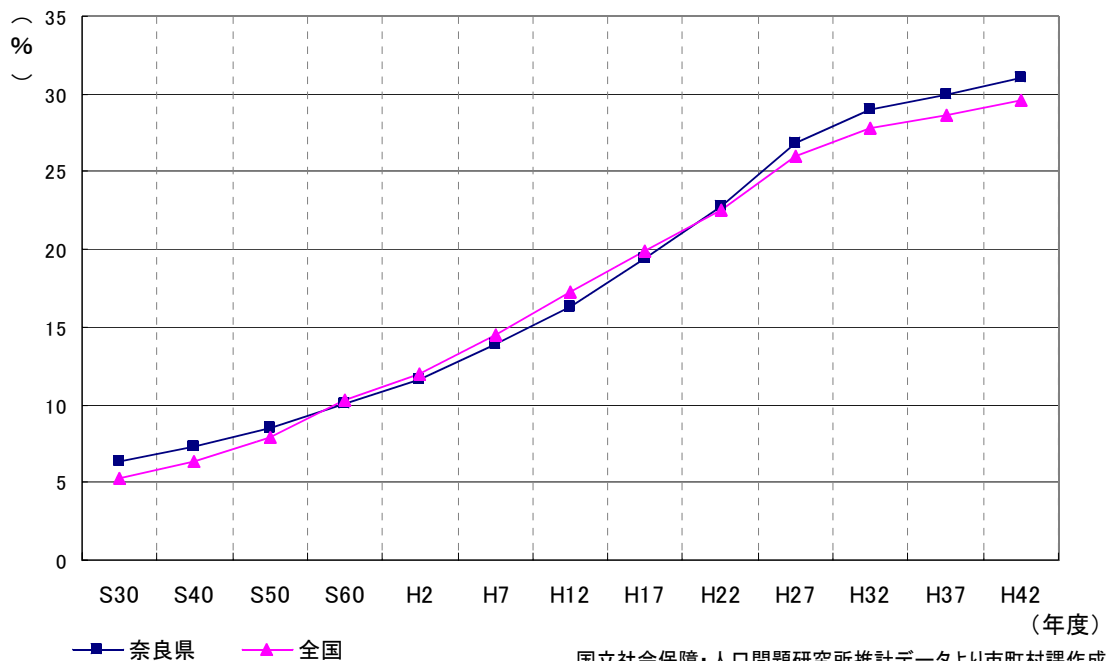


国立社会保障・人口問題研究所推計データより市町村課作成

## 2) 高齢化の推移

全国及び奈良県においても、総人口が減少する一方で、65歳以上の老年人口の割合は平成42年には約30%に達するなど、本格的な少子高齢社会が到来すると見込まれる。高齢者数の増加は、医療福祉等に対する市町村の負担を増大させるなどの様々な課題をもたらすことが予想される。

### 65歳以上の老年人口の割合の推移



国立社会保障・人口問題研究所推計データより市町村課作成

### 3 行財政運営の状況

#### 1) 行政運営の状況

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、機関委任事務制度や国の地方に対する関与が廃止・縮小され、市町村は住民の最も身近な総合的な行政主体として、自立性の高い行政主体となることが求められている。

また、市町村は、地域住民のために様々な行政事務を処理しているが、地方分権の進展や社会情勢の変化に伴い、その内容が高度化及び多様化するとともに、増大する傾向にあり、いずれの事務も人口規模による処理量に差はあるものの、各市町村ともほぼ同じレベルの業務が求められている。

しかし、小規模な町村では、たとえば、施設の入所や介護保険などの高齢福祉、児童手当の支給や保育所の入所などの児童福祉、身体障害者の生活支援などの障害者福祉など広範多岐にわたる福祉関係のすべての事務を3～4人で処理するなど、担当職員一人で広範囲な業務を担当しているのが現状である。また、建設関係においても、小規模な町村の大半は、建築技師などの技術職員を一人もおけていない町村が多く、このような状況の中で、地域の特性を生かしたまちづくりの推進のために、自ら政策を立案し、実践していけるような組織体制の確立や人材育成に苦労している。今後、多くの分野で、専門的に高度な事務処理を行っていける体制づくりが重要な課題である。

#### 2) 財政の状況

##### (1) 決算の状況

平成16年度の市町村（普通会計）決算額は、歳入総額5,146億円、歳出総額5,074億円となっている。その決算規模及び伸率の推移は次表のとおりである。個々の市町村の決算収支について実質収支でみると、黒字団体が39（7市15町17村）、赤字団体が7（4市3町）となっている。

##### 市町村の決算規模及び伸率（普通会計）

（単位：億円、％）

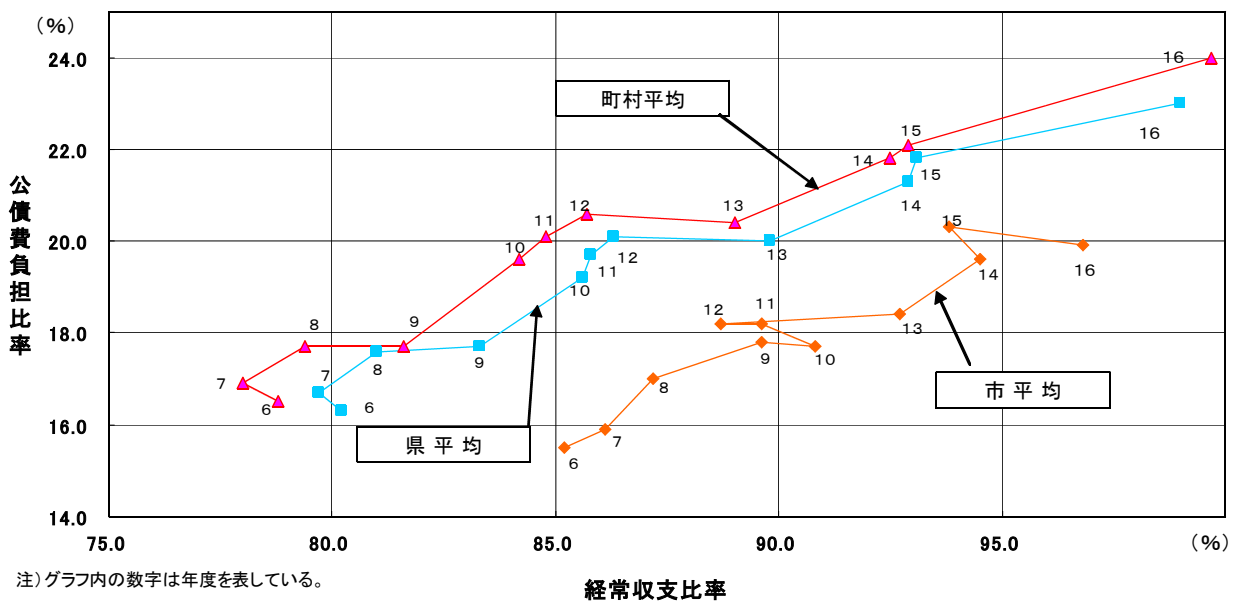
年 度	歳入決算額	歳出決算額	歳入伸率	歳出伸率
平成6年度	5,297	5,134	1.8	2.3
平成7年度	5,713	5,509	7.8	7.3
平成8年度	5,687	5,503	▲0.4	▲0.1
平成9年度	5,581	5,406	▲1.9	▲1.8
平成10年度	5,770	5,601	3.4	3.6
平成11年度	5,898	5,713	2.2	2.0
平成12年度	5,811	5,623	▲1.5	▲1.6
平成13年度	5,712	5,550	▲1.7	▲1.3
平成14年度	5,491	5,367	▲3.9	▲3.3
平成15年度	5,479	5,374	▲0.2	0.1
平成16年度	5,146	5,074	▲6.1	▲5.6

市町村課作成

## (2) 財政構造の状況

- ① 歳出のうち経常経費に充当された一般財源を歳入のうちの経常一般財源で除して得られる経常収支比率は、財政の弾力性等を判断する指標の一つとされている。市町村の平成16年度決算における経常収支比率は99.0%となっており、平成5年度以降、景気後退の影響等による市町村税等経常一般財源の伸び悩み等により上昇（市町村財政は硬直化）の傾向となっている。
- ② また、公債費の状況を示す指標の一つとされている公債費負担比率は23.0%（平成16年度決算）となっており、これも、平成6年度以降、一般財源総額の伸び悩みや景気対策に係る普通建設事業に伴う地方債の増発等の影響もあり、上昇傾向にある。
- ③ 市町村債の平成16年度末残高は、7,464億円となっており、その償還は将来の財政運営にとって大きな負担となっている。

### 公債費負担比率と経常収支比率の推移



市町村課作成

## 3) 財政の今後の見通し

今後の市町村財政は、自主的・主体的な活力ある地域づくり、介護保険をはじめとする少子高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備や災害に強い安全なまちづくり等の重要政策課題に対応していくため、市町村が担うべき役割とこれに伴う財政需要が増大するものと見込まれる。

これらの役割に、市町村が的確に対応するため、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立する必要があり、行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めることが重要と考えられる。

#### 4) 広域行政の状況

本県においては、すべての市町村が何らかの形で、一部事務組合や広域連合（以下「一部事務組合等」という。）に加入しており、共同処理している事務は多岐にわたっている。

特に消防事務、ごみ処理事務、し尿処理事務、介護保険事務などの住民生活に直結した行政サービスに関する事務については、ほとんどの市町村が一部事務組合等に加入して共同処理しており、行政区域を越えた広域的な事務処理の必要性は依然として高い状況にあるといえる。

広域連合・一部事務組合の区域と広域行政圏の圏域

処理事務別	広域市町村圏名 市町村名 広域連合名・組合名	平成18年1月1日現在																			
		桜井市	宇陀市	吉野市	大淀町	下市町	黒川町	天野町	十津川町	下北山村	上北山村	川上町	東吉野町	山崎町	山崎町	三田町	高田町	高田町	高田町	高田町	高田町
		井	宇	吉	大	下	黒	天	十	下	上	東	山	山	三	高	高	高	高	高	高
1. 地域開発計画 各圏域における 広域行政機構	◎南和広域連合																				
	◎桜井宇陀広域連合	○	○	○																	
	山辺広域行政事務組合														○	○	○	○			
	葛城広域行政事務組合				○	○	○	○													
2. 厚生福祉	老人福祉施設三室圏組合																			○	○
王寺周辺広域休日応急診療施設組合																				○	○
国保中央病院組合																				○	○
※葛城広域行政事務組合(休日診療)				○	○	○	○														
※吉野広域行政組合(老人福祉施設)								○						○	○						
3. 環境衛生	奈良県葛城地区清掃事務組合				○	○	○	○													
	宇陀衛生一部事務組合	○	○	○											○						
	西和衛生試験センター組合																				○
	上・下北山衛生一部事務組合														○	○					
	香芝・王寺環境施設組合				○																
	山辺環境衛生組合																				○
	南和広域衛生組合																				○
	東宇陀環境衛生組合	○	○	○																	
奈良広域水質検査センター組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
静香苑環境施設組合																				○	
4. 教育	川西町・三宅町式下中学校組合																				○
	曾爾御杖行政一部事務組合		○	○																	
5. 消防	西和消防組合																				○
	宇陀広域消防組合	○	○	○																	
	吉野広域行政組合																				○
	中和広域消防組合				○	○															○
	中吉野広域消防組合																				○
	香芝・広陵消防組合				○	○															
6. その他	※山辺広域行政事務組合																			○	
青葉山組合	○																				
奥山組合	○																				
神野山組合																				○	
奈良県市町村職員退職手当組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県市町村会館管理組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

2広域連合 31一部事務組合 計33 ◎は広域連合 ※は再掲 (参考) 王寺周辺広域市町村圏の広域行政機構は王寺周辺広域市町村圏協議会

市町村課作成



## 4 旧合併特例法下における合併の状況

### 1) 全国の状況

平成の大合併は、平成11年4月の兵庫県篠山市の誕生からはじまり、それまでの3,232市町村から平成18年3月末には1,821市町村に再編される見込みとなった。

昭和40年に施行された市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）が10年ごとに延長・改正され、特に平成11年には、地方交付税の特例措置の拡充、住民発議制度の拡充、合併特例債の創設等合併をめぐる障害を除去するための措置が講じられた。この旧合併特例法のもと合併申請期限とされた平成17年3月31日までに、全国各地の市町村合併は急速に伸展した。

### 2) 奈良県の状況

旧合併特例法の下での本県の市町村合併は、当時47市町村の内37市町村が、任意又は法定の協議会に参加し合併協議が行われた結果、平成18年1月1日現在39市町村（12市15町12村）となっている。

平成の大合併として奈良県で第1号となったのは、平成16年10月1日の新庄町と當麻町の新設合併により誕生した「葛城市」である。

続いて平成17年4月1日には、月ヶ瀬村と都祁村が奈良市に編入合併された。

平成17年9月25日には、西吉野村と大塔村が五條市に編入合併され、平成18年1月1日には、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村が新設合併により、宇陀市が誕生した。

その結果、県内市町村は、39市町村（12市15町12村）となった。

全国の状況から見ると、市町村数の減少では東京都、大阪府、神奈川県について4番目に少なく、市町村の減少割合を見ても、東京都、大阪府、神奈川県、北海道について5番目となっており、合併市町村の数、割合ともに少ない結果となっている。

その一方で人口1万人未満の小規模市町村は、18町村と全国で7番目に多く、また、その全市町村に占める割合も46%で6番目に多く、小規模市町村が多く残る結果となった。

#### ◇奈良県

年	市町村数	市	町	村	うち1万人未満
平成11年 (3月末)	47	10	20	17	24
	(1.00)	(0.21)	(0.43)	(0.36)	(0.51)
平成18年 (3月末)	39	12	15	12	18
	(1.00)	(0.31)	(0.38)	(0.31)	(0.46)
減少率	17.0%	-20.0%	25.0%	29.4%	25.0%

#### ◇全国

年	市町村数	市	町	村	うち1万人未満
平成11年 (3月末)	3,232	670	1,994	568	1,537
	(1.00)	(0.21)	(0.62)	(0.18)	(0.48)
平成18年 (3月末)	1,821	777	846	198	504
	(1.00)	(0.43)	(0.46)	(0.11)	(0.28)
減少率	43.7%	-16.0%	57.6%	65.1%	67.2%

市町村課作成

### 3) 県内市町村の合併協議の状況

県内では、次表「奈良県における旧合併特例法に基づく合併協議会の動向」に示すように旧合併特例法の下で、当時47市町村の内37市町村が、任意又は法定の協議会に参加し合併協議が行われたが、最終的に合併協議が調ったのは4つの合併協議であった。

合併協議が不調に終わった理由としては、地域により様々であるが、住民投票等の結果により合併協議会が解散されたケースや関係市町村間で、合併市町村の名称、庁舎の位置など合併協議項目で合意に達しなかったこと等があげられる。

しかし、住民アンケートで反対多数であったにもかかわらず、それを乗り越え合併を達成したケースもある。

いずれにしても、旧合併特例法の下で行われた合併論議により、将来に向けての地域の課題が明らかになり、新合併特例法の下において改めて合併に取り組むための素地はできたのではないかと考えられる。

新合併特例法の下において、市町村合併を進めていくためには、市町村合併の必要性について住民に理解してもらうことが重要であり、県や市町村がそれぞれの立場で地域の現状や将来、合併の意義をはじめ、住民の様々な疑問に答えるよう、わかりやすい情報提供等に取り組む必要がある。

## 奈良県における旧合併特例法に基づく合併協議会の動向

合併協議会の名称	種別	構成市町村	設置時期	解散時期	解散事由
①宇陀地区町村合併問題協議会	任意	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曾爾村、御杖村	13.11.19	15.03.31	法定協議会に移行
②新庄町・當麻町合併協議会	法定	新庄町、當麻町	14.04.01	16.09.30	合併の施行(葛城市誕生/H16/10/1)
③吉野郡町村合併検討協議会	任意	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、上北山村、東吉野村、下北山村	14.07.01 14.12.05	15.03.23	法定協議会に移行
④五條・西吉野・大塔合併連絡協議会	任意	五條市、西吉野村、大塔村、野迫川村の参加	14.12.26 15.02.19	15.03.31	法定協議会に移行
⑤吉野郡7町村合併協議会 ⇒吉野郡8町村合併協議会	法定	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、上北山村、下北山村、東吉野村の参加	15.03.24 15.07.04	16.03.31	協議会の解散
⑥中和地区市町村合併問題協議会	任意	橿原市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村	15.03.31	15.12.26	協議会の解散
⑦宇陀地区合併協議会	法定	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曾爾村、御杖村、東吉野村	15.04.01	15.05.30 15.11.18 16.01.31	東吉野村の脱退 曾爾村、御杖村の脱退 協議会の解散
⑧新生五條市合併協議会	法定	五條市、西吉野村、大塔村	15.04.01	16.03.31 17.09.24	野迫川村の脱退 合併の施行(H17/9/25)
⑨平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町合併協議会	法定	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町	15.06.08	17.02.28	協議会の解散
⑩奈良市、月ヶ瀬村、都祁村任意合併協議会	任意	奈良市、月ヶ瀬村、都祁村	15.07.01	15.09.30	法定協議会に移行
⑪奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会	法定	奈良市、月ヶ瀬村、都祁村	15.10.01	17.03.31	合併の施行(H17/4/1)
⑫曾爾御杖合併協議会	法定	曾爾村、御杖村	16.01.01	17.01.31	法定協議会の解散
⑬大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併問題協議会	任意	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	16.05.01	16.08.31	法定協議会に移行
⑭吉野町・上北山村・東吉野村合併検討協議会	任意	吉野町、上北山村、東吉野村	16.06.23	16.08.31	任意協議会の解散
⑮黒滝村・天川村合併検討協議会	任意	黒滝村、天川村	16.06.28	16.09.05	法定協議会に移行
⑯桜井磯城任意合併協議会	任意	桜井市、川西町、三宅町、田原本町	16.07.15	16.08.09	法定協議会に移行
⑰桜井磯城合併協議会	法定	桜井市、川西町、三宅町、田原本町	16.08.10	17.03.31	法定協議会の解散
⑱大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併協議会	法定	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	16.09.01	17.12.31	合併の施行(宇陀市誕生/H18/1/1)
⑲吉野町・東吉野村合併協議会	法定	吉野町、東吉野村	16.09.01	17.03.31	法定協議会の解散
⑳黒滝村・天川村合併協議会	法定	黒滝村、天川村	16.09.06	17.03.31	法定協議会の解散

### Ⅲ 構想対象市町村の組合せ

#### 1 構想対象市町村の組合せに係る基本的な考え方

本県の市町村の平均人口は約36千人で全国平均（約65千人）の約56%、平均面積（約95平方キロ）は全国平均（約204平方キロ）の約46%、さらに、人口1万人未満の町村が県内市町村の約46%（18町村）を占めるなど、全国的にみても規模が小さいと言わざるを得ない状況である。

今後の人口減少や高齢化の進展等に対応し、市町村が住民に最も身近な総合的な行政主体として、持続的・能率的に質の高い行政サービスを提供していくためには、市町村の行財政基盤の強化を図っていくことが不可欠であり、県内すべての市町村が市町村合併について主体的に取り組んでいくべきである。

なお、今回、構想対象市町村の組合せについては、国の基本指針に示された考え方、前述した本県の市町村の現況や将来の見通し等を踏まえ、次の第1～第3を基本に構想対象市町村の組合せを検討した。

#### 第1 人口1万人未満の町村の解消

逼迫する財政事情・少子高齢化の進行など市町村を取り巻く環境は、厳しい状況が続いているが、とりわけ、人口1万人未満の小規模町村への影響は深刻であり、地方分権が進展する中、今後、基礎自治体としての役割を果たしていくためには、行財政基盤の強化が不可欠である。

#### 第2 新たな市制施行

行財政基盤の強化を目指すとともに、福祉事務所の設置などの行政権能の強化により、従来にも増して地域の実情に即した施策の展開が可能となる。また、市制施行に伴い、対外的なイメージ向上を最大限に生かした地域づくりなどの新たな施策展開が可能となる。

#### 第3 人口10万人程度以上の市勢拡大

人口10万人規模の基礎自治体となることにより、一定の行政権能を備え、効率的な行政運営により更なる行財政基盤の強化を目指すとともに、財政規模が大きくなることで重点的な投資や施策展開も可能となる。

《参 考》

#### 【国の基本指針に定められた構想対象市町村】

- ① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- ② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
- ③ おおむね人口1万人未満を目安とする小規模な市町村

## 2 構想対象市町村の組合せ

構想対象市町村の組合せについては、国の基本指針を踏まえた上で、各地域の実情に応じ、前項の第1～第3の考え方を基本として、広域行政の状況、旧合併特例法の下での経緯、地理的条件、生活圏域、歴史的なつながり及び市町村の意向等を総合的に勘案し、次の9地域について構想対象市町村の組合せを示す。

	市町村名	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )
1	奈良市・山添村	374,701	343.40
2	天理市・川西町・三宅町・田原本町	121,117	117.48
3	桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村	102,859	474.01
4	平群町・斑鳩町・安堵町	56,380	42.50
5	三郷町・上牧町・王寺町・河合町	90,202	30.21
6	橿原市・高取町・明日香村	138,995	89.37
7	大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・広陵町	241,871	151.43
8	五條市・野迫川村・十津川村	42,515	1,119.36
9	吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・ 下北山村・上北山村・川上村・東吉野村	47,327	1,227.47

※人口は、平成17年国勢調査速報値による

### 3 組合せに係る留意事項等

この9地域の組合せに基づき、新合併特例法の下で市町村合併を推進していくことになるが、次の①～④について留意した上で推進していくこととする。

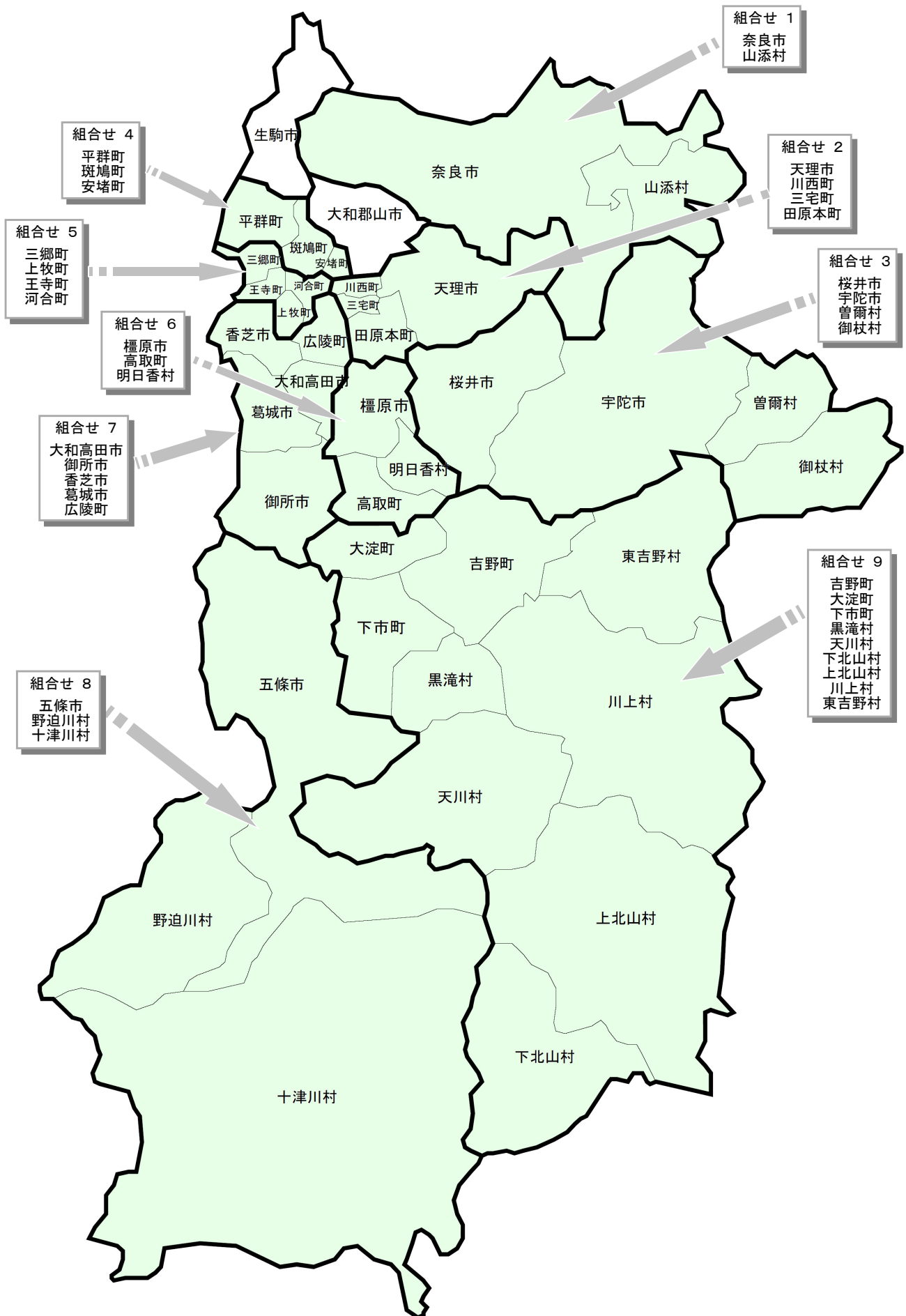
- ① 県内では旧合併特例法の下において、合併が実現した地域がある一方で、様々な事情で合併協議が行われたものの合併に至らなかった地域や合併協議に入らなかった地域などがあるが、新合併特例法の下において、地域の将来を見据え過去の経緯にとらわれず、全ての市町村で市町村合併について改めて主体的な議論を十分に尽くしていただく必要があること。
- ② 旧合併特例法の下で合併した市については、現在、新市の一体性の確保に向けて取り組んでいるところであるが、地域全体の将来像や生活圏域の観点から、引き続き当該市を含む合併が必要と考えられる場合は、今回の構想対象市町村の組合せに位置づけることとしたこと。
- ③ 本構想策定後において、関係市町村の協議により、本構想で示した組合せと異なる枠組みによる合併協議の熟度が高まるなど、本構想を変更する必要性が生じたときは、奈良県市町村合併推進審議会の意見を聴いて、構想を変更するなど必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 将来的には、更なる行政権能の強化を図るため、中核市や特例市等を目指す等より広域的な合併についても検討していく必要があること。

### 4 構想対象市町村に位置付けなかった市町村について

#### 【生駒市・大和郡山市】

生駒市及び大和郡山市においては、両市とも人口が10万人程度の規模を備えた市であること等から、今回は構想対象市町村に位置付けなかったが、将来的には、人口20万人以上の更に充実した行政権能を有する市を目指す合併を検討する必要があると考える。

# 構想対象市町村の組合せ(図)



## 市町村合併推進の必要性

## 【組合せの考え方】

- ・山添村は人口一万人未満の小規模町村であり、周辺地域の旧法下における合併後の状況を踏まえると山添村は奈良市と合併し、新たな行政区域の形成が必要である。

## 【旧法下での経緯】

- ・奈良市は2村(旧月ヶ瀬村と旧都祁村)との合併を実現。
- ・山添村は、合併協議に参加していない。

## 【広域行政の状況】

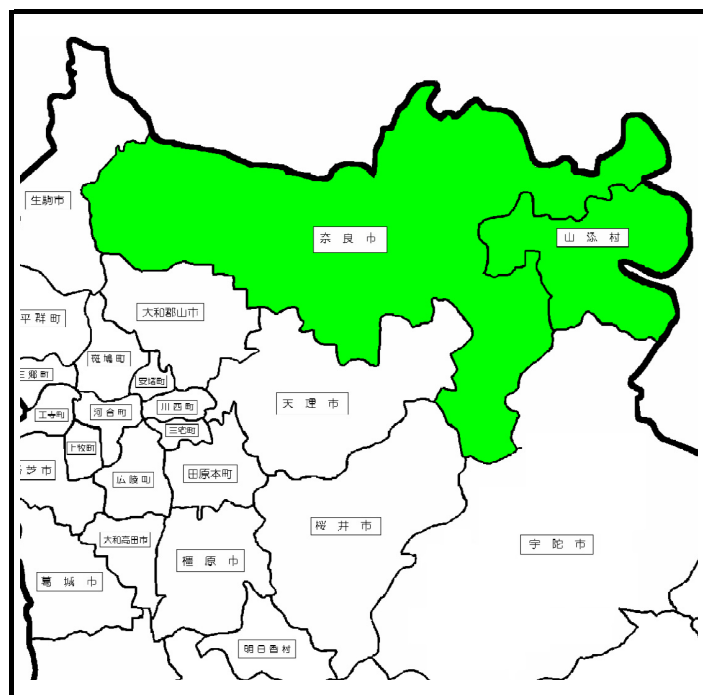
- ・山添村は、「消防・救急業務」や「広域的な地域振興」については、従来から天理市を中心とした一部事務組合を設置し、「ゴミ処理業務」については、旧2村とともに天理市への事務委託により従来から実施してきた。しかし、旧法下において、旧月ヶ瀬村と旧都祁村が奈良市と合併したことにより、広域行政圏が分断された状態。また、し尿処理業務は山添村と旧都祁村が一部事務組合を設置していたが、現在は、奈良市と1市1村で一部事務組合を構成している状況。

## 【その他】

- ・奈良市上水道の水源である「布目ダム」が奈良市と山添村にまたがって位置している。

市町村名	人口(人)		面積 (km <sup>2</sup> )
	H17国調	H42推計	
奈良市	370,106	351,288	276.84
山添村	4,595	2,290	66.56
計	374,701	353,578	343.40

H42推計は(財)日本統計協会が平成12年国勢調査の結果をもとに推計した数字







## 市町村合併推進の必要性

## 【組合せの考え方】

- ・ 曾爾村と御杖村が人口一万人未満の小規模町村であり、一定規模の人口を有する行政区域の形成が必要である。
- ・ 桜井宇陀広域市町村圏の構成団体として、行政的につながりの強い4市村が合併することにより、人口が10万人を越え、地域全体として効率的な行政運営を図ることができ、行財政の効率化が図れる。

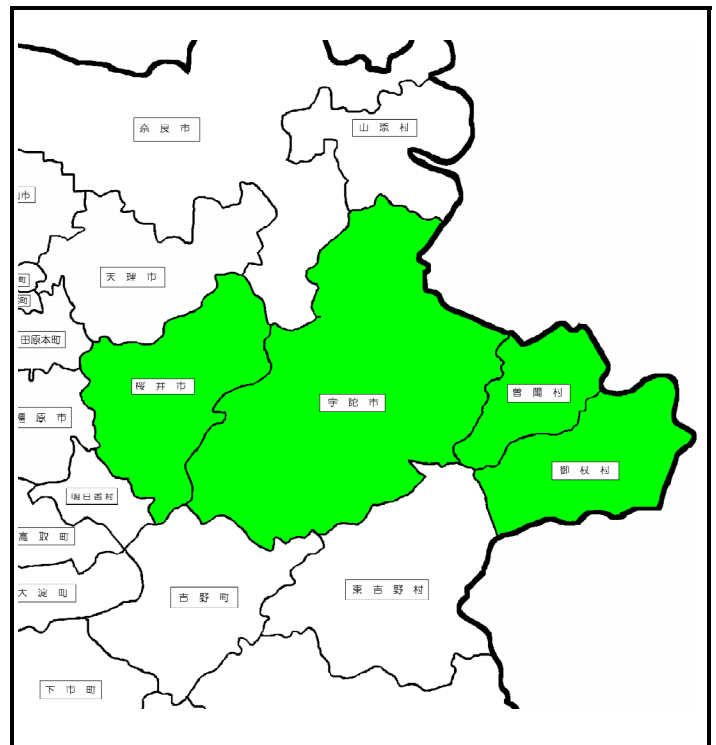
## 【旧法下での経緯】

- ・ 旧宇陀郡は郡内6町村で合併協議を進めていたが、最終的には2村(曾爾村と御杖村)を除く4町村が合併し宇陀市が発足。
- ・ 桜井市は、中和地域の市町村と合併協議を重ねたが合併には至らなかった。

## 【広域行政の状況】

- ・ 3市村(宇陀市・曾爾村・御杖村)は、旧宇陀郡時代から「消防・救急業務」や「ゴミ処理業務」などを共同処理しており、行政として強い結びつきが認められる。
- ・ 4市村(桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村)は、桜井宇陀広域市町村圏の構成団体として広域連合を設置し「緑の風吹く健やかで暮らしよい文化圏 桜井宇陀」を将来像に、広域的な地域振興を進めているとともに、介護認定審査会の運営等も共同処理するなど、行政の結びつきも深い。

市町村名	人口(人)		面積(km <sup>2</sup> )
	H17国調	H42推計	
桜井市	61,123	52,906	98.92
宇陀市	37,183	23,300	247.62
曾爾村	2,187	1,340	47.84
御杖村	2,366	1,227	79.63
計	102,859	78,773	474.01



H42推計は(財)日本統計協会が平成12年国勢調査の結果をもとに推計した数字

## 市町村合併推進の必要性

## 【組合せの考え方】

- ・ 安堵町が人口一万人未満の小規模町村であり、一定規模の人口を有する行政区域の形成が必要である。
- ・ 行財政基盤の強化を図るために、まずは3町が合併し、市制施行を目指すべきである。

## 【旧法下での経緯】

- ・ 3町は、王寺周辺広域市町村圏の構成団体である周辺4町とともに合併協議を実施したが合併に至らなかった。

## 【広域行政の状況】

- ・ 3町は、周辺4町とともに、「消防・救急業務」、「休日応急診療所及び訪問看護ステーションの設置運営」、「介護認定審査会の設置運営」及び「老人福祉施設の設置運営」等を共同処理しており、従来から行政の結びつきが非常に強い。

## 【その他】

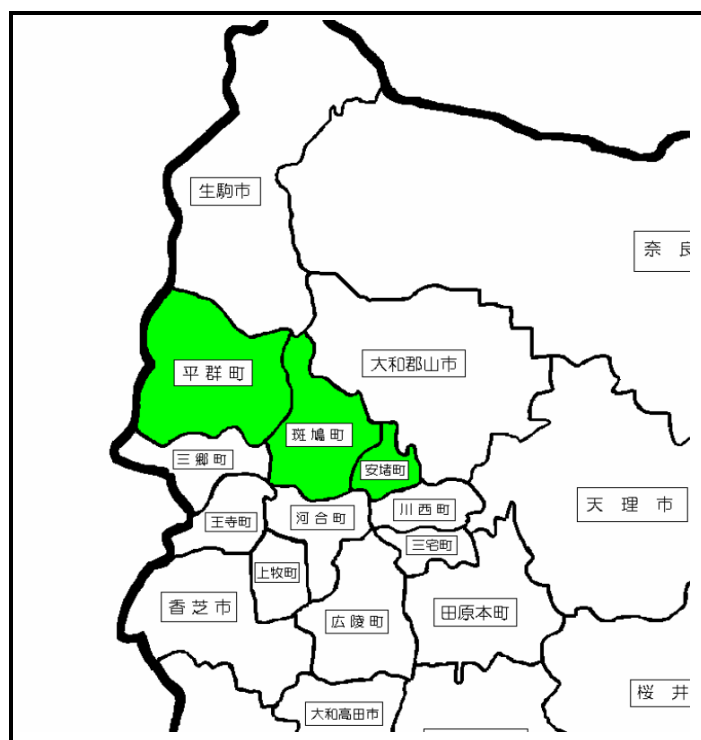
- ・ 各町において整備した各種公共施設の効率的・効果的な活用が可能となる。
- ・ 世界遺産に登録されている「法隆寺」をはじめ、歴史のある地域であり、豊かな自然環境や歴史的、文化的資源を有効に活用することにより、地域の発展が期待できる。

## 【更なる合併の検討】

- ・ 将来的には更なる行政の効率的な運営のために、人口10万人以上の市となるよう周辺市町との合併を検討していくべきである。

市町村名	人口(人)		面積(km <sup>2</sup> )
	H17国調	H42推計	
平群町	20,281	17,437	23.9
斑鳩町	27,841	24,758	14.27
安堵町	8,258	5,313	4.33
計	56,380	47,508	42.50

H42推計は(財)日本統計協会が平成12年国勢調査の結果をもとに推計した数字



## 市町村合併推進の必要性

## 【組合せの考え方】

- ・ 行財政基盤の強化を図るために、まずは4町が合併し、市制施行を目指すべきである。

## 【旧法下での経緯】

- ・ 4町は、王寺周辺広域市町村圏の構成団体である周辺3町とともに合併協議を実施したが合併に至らなかった。

## 【広域行政の状況】

- ・ 4町は、周辺3町とともに、「消防・救急業務」、「休日応急診療所及び訪問看護ステーションの設置運営」、「介護認定審査会の設置運営」及び「老人福祉施設の設置運営」等を共同処理しており、従来から行政の結びつきが非常に強い。

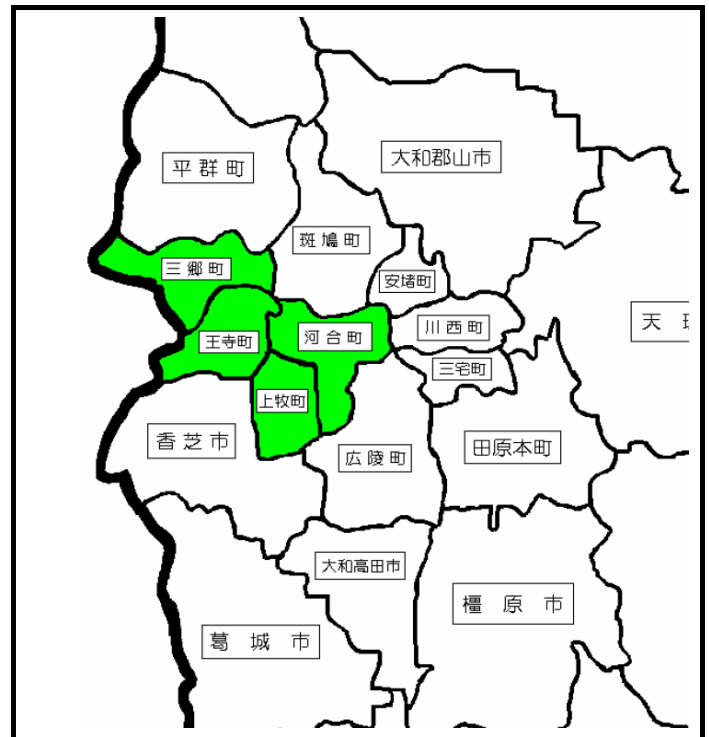
## 【その他】

- ・ 各町において整備した各種公共施設の効率的・効果的な活用が可能となる。
- ・ 町をまたがった大規模住宅開発が進む中、生活圏域を踏まえた一体的なまちづくりが可能となる。

## 【更なる合併の検討】

- ・ 将来的には更なる行政の効率的な運営のために、人口10万人以上の市となるよう周辺市町との合併を検討していくべきである。

市町村名	人口(人)		面積(km <sup>2</sup> )
	H17国調	H42推計	
三郷町	23,055	19,135	8.8
上牧町	24,955	21,821	6.14
王寺町	22,750	16,191	7
河合町	19,442	18,388	8.27
計	90,202	75,535	30.21



H42推計は(財)日本統計協会が平成12年国勢調査の結果をもとに推計した数字

## 市町村合併推進の必要性

### 【組合せの考え方】

- ・高取町と明日香村が人口一万人未満の小規模町村であり、同じ広域市町村圏に属する橿原市と合併し、新たな行政区域の形成が必要である。

### 【旧法下での経緯】

- ・3市町村は桜井市及び磯城郡3町と合併協議を実施したが合併に至らなかった。

### 【広域行政の状況】

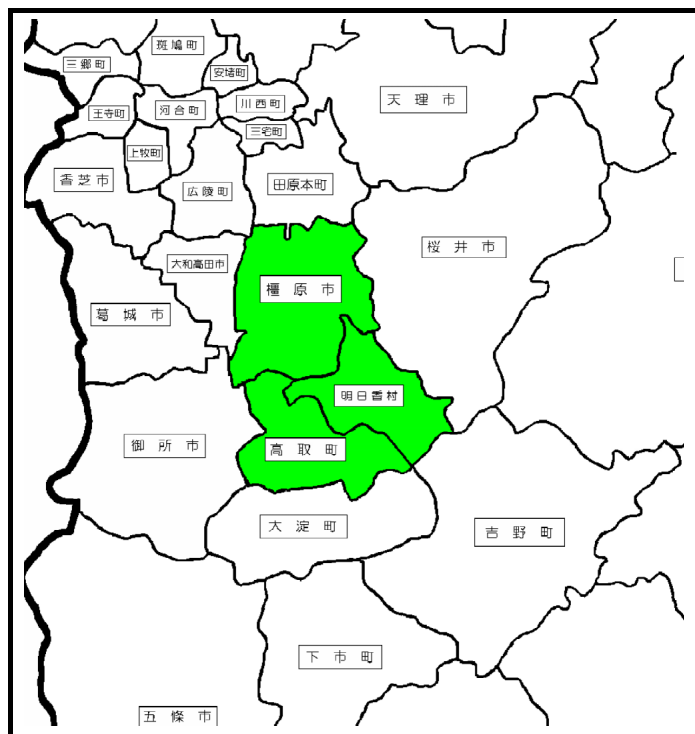
- ・3市町村は橿原・高市広域市町村圏の構成団体として一部事務組合を設置し「歴史文化を守り育て、暮らしを創造する歴史・文化・交流拠点」を将来像に、広域的な地域振興を進めているとともに、「消防・救急業務」についても周辺の2市も含め一部事務組合を設置し、共同処理しており、行政の結びつきが強い。

### 【その他】

- ・この地域は数多くの史跡文化財を有しており、一体的に、史跡文化財の保全及び地域の歴史的風土保全を図ることが可能となるとともに、地域全体としての観光振興の向上が図れる。
- ・特に明日香村は、「明日香村特別措置法」により、全村が歴史的風土として保存されるべき特別の地域とされており、明日香村の合併後の法律上の位置づけについて明確にする必要がある。

市町村名	人口(人)		面積(km <sup>2</sup> )
	H17国調	H42推計	
橿原市	124,739	119,364	39.52
高取町	7,913	5,793	25.77
明日香村	6,343	4,311	24.08
計	138,995	129,468	89.37

H42推計は(財)日本統計協会が平成12年国勢調査の結果をもとに推計した数字



## 市町村合併推進の必要性

## 【組合せの考え方】

- ・ 葛城広域市町村圏の構成団体として行政的につながりの強い5市町が合併することにより、行財政基盤の強化を図る。
- ・ 特例市の要件である人口20万人を越え、都市計画や環境保全に関する事務の県からの移譲が可能となり、主体的なまちづくりが可能となる。

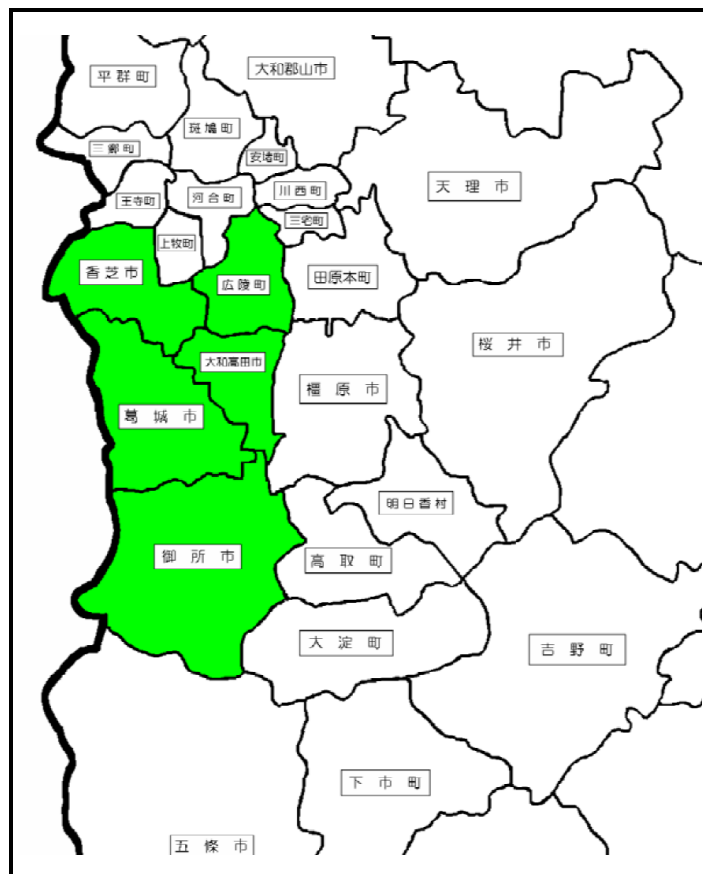
## 【旧法下での経緯】

- ・ 旧新庄町と旧當麻町が合併し葛城市が発足。
- ・ 他の4市町は合併協議に参加していない。

## 【広域行政の状況】

- ・ 5市町は、葛城広域市町村圏の構成団体として一部事務組合を設置し「葛城国の夢と浪漫が息づき明日の活力と魅力に満ちた『未来伝説の郷・かつらぎ』」を将来像に、広域的な地域振興を進めているとともに、圏域づくりを進めるなど行政の結びつきは強い。

市町村名	人口(人)		面積(km <sup>2</sup> )
	H17国調	H42推計	
大和高田市	70,796	60,350	16.48
御所市	32,272	21,926	60.65
香芝市	71,004	109,812	24.23
葛城市	34,982	32,743	33.73
広陵町	32,817	40,093	16.34
計	241,871	264,924	151.43



H42推計は(財)日本統計協会が平成12年国勢調査の結果をもとに推計した数字

## 市町村合併推進の必要性

## 【組合せの考え方】

- ・ 野迫川村と十津川村は人口一万人未満の小規模町村であり、一定規模の人口を有する行政区域の形成が必要である。

## 【旧法下での経緯】

- ・ 4市村(五條市・野迫川村・旧西吉野村・旧大塔村)で合併協議を進めていたが、最終的には野迫川村を除く3市村が合併し、新生五條市が発足。
- ・ 十津川村は、合併協議に参加していない。

## 【広域行政の状況】

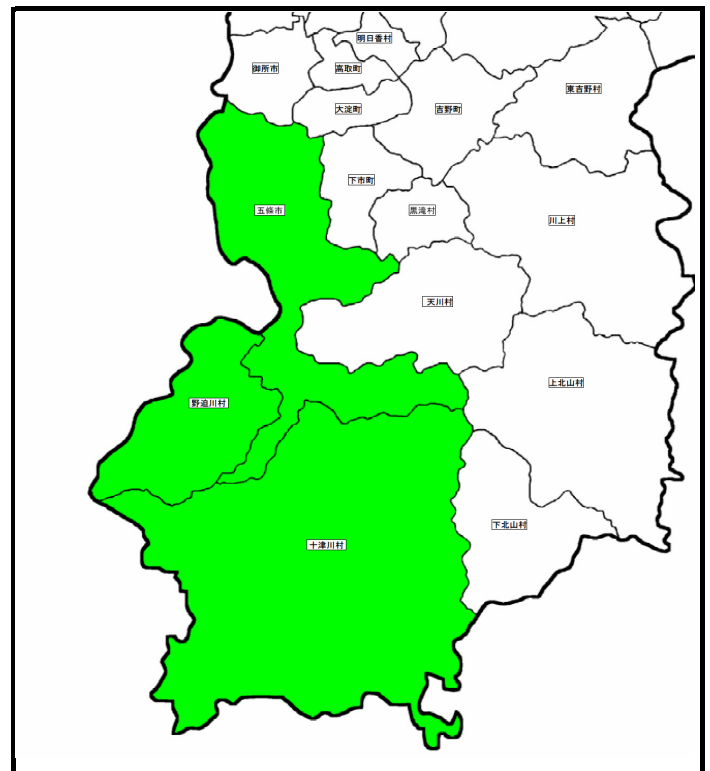
- ・ 3市村は、南和広域市町村圏の構成団体として周辺の9町村を含む12市町村で広域連合を設置し「広域的な地域振興」を進めているとともに、「介護認定審査会の運営等」も共同処理している。

## 【その他】

- ・ 世界遺産として登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、雄大な自然、歴史文化資源及び自然を活かした観光施設を有効に活用した一体的な地域振興を図ることが可能となる。

市町村名	人 口(人)		面 積 (km <sup>2</sup> )
	H17国調	H42推計	
五 條 市	37,382	29,193	291.98
野 迫 川 村	743	377	155.03
十 津 川 村	4,390	2,262	672.35
計	42,515	31,832	1,119.36

H42推計は(財)日本統計協会が平成12年国勢調査の結果をもとに推計した数字





## 市町村合併推進の必要性

## 【組合せの考え方】

・ 9町村中、大淀町を除く8町村が人口一万人未満の小規模町村であり、一定規模の人口を有する行政区域の形成が必要であり、9町村が合併し、市制施行するのが望ましい。

## 【旧法下での経緯】

・ 川上村を除く8町村が合併協議を行ったが合併には至らなかった。その後、小さな枠組みでの合併協議も行われたがいずれも合併には至らなかった。

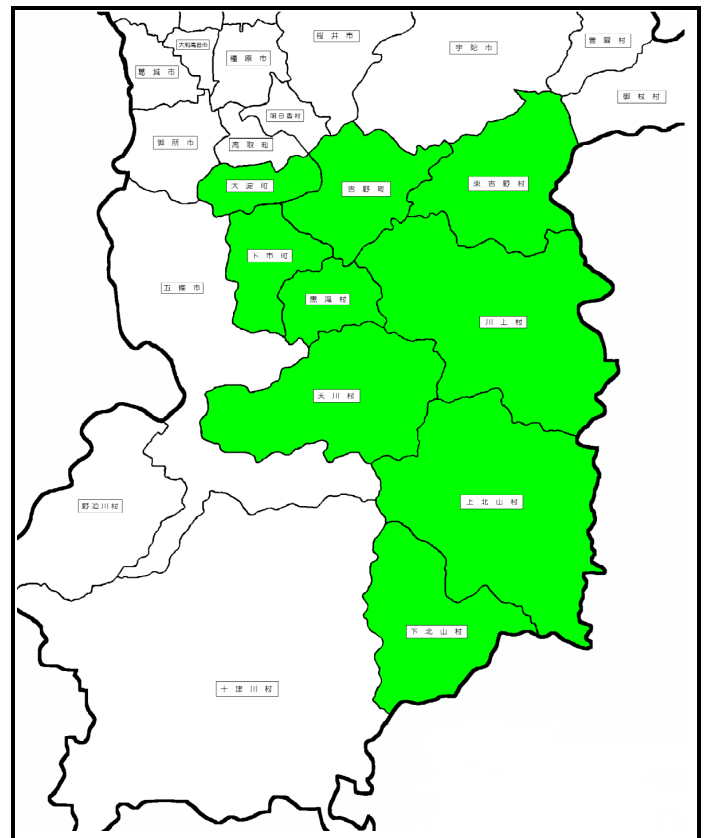
## 【広域行政の状況】

・ 国道309号と国道169号の幹線道路を軸に、「消防・救急業務」や「ゴミ処理業務」などを共同処理しており、幹線道路沿いに行政として強い結びつきが認められる一方、9町村で吉野郡町村会を構成するなど9町村としても行政の結びつきが強い。

## 【その他】

・ 世界遺産として登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、雄大な自然、歴史文化資源及び自然を活かした観光施設を有効に活用した一体的な地域振興を図ることが可能となる。

市町村名	人口(人)		面積 (km <sup>2</sup> )
	H17国調	H42推計	
吉野町	9,980	5,008	95.65
大淀町	20,070	18,844	38.06
下市町	7,737	3,797	62.01
黒滝村	1,076	477	47.71
天川村	1,800	819	175.7
下北山村	1,211	1,043	133.53
上北山村	802	414	274.05
川上村	2,045	1,042	269.16
東吉野村	2,606	869	131.6
計	47,327	32,313	1,227.47



H42推計は(財)日本統計協会が平成12年国勢調査の結果をもとに推計した数字



## IV 市町村合併を推進するための必要な措置

市町村合併は、地域の将来や住民に大きな影響を及ぼす事柄であることから、市町村や地域住民の主体的な議論が十分に尽くされるよう、県も市町村や地域住民と一体となって取り組んでいく。地域の実情に応じて適切な助言等を積極的に行うとともに、新合併特例法の下においても、市町村合併支援体制の整備、啓発・情報提供、財政支援及び人的支援など、適切な支援を行う。

### 1 合併推進のための支援体制の整備

県内における自主的な市町村合併の円滑な推進を支援するため、奈良県市町村合併推進本部を引き続き設置し、全庁的に総合的かつ効果的な支援を行う。

### 2. 市町村への支援措置

新合併特例法の下、できるだけ早く市町村合併に向けた協議が開始され、これが円滑に進むよう、さらには合併後の新市町村の一体化や活性化に資するため、「新・奈良県市町村合併支援プラン（仮称）」を策定し、積極的に支援を行う。合併協議に向けた課題については、その解決に向けて調整を行う。

### 3. 新合併特例法に基づく措置

市町村合併推進構想に基づく構想対象市町村に対する合併協議会の設置の勧告等については、個別具体的に地域の合併に関する取り組みや議論の状況を見極め、構想対象市町村の意見を聴きながら、それぞれの段階に応じ、慎重かつ的確に対応していく。

#### 【合併協議会設置の勧告等】

都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議し、議会が否決した場合等においては、住民が有権者の6分の1以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。（第61条関係）

#### 【合併協議会に係るあっせん及び調停】

合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができる。（第63条関係）

#### 【合併協議会推進の勧告】

都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。（第64条関係）

## 自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

### ○総務省告示第648号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第58条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第3項及び市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第59条の規定に基づき告示する。

平成17年5月31日

総務大臣 麻生 太郎

### 自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

#### 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

##### 1 市町村の合併を推進する必要性

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）は、昭和40年に制定され、その後の数次の延長と改正を経て、平成17年3月31日に期限を迎えることとなった。この間、昭和40年4月に3,392であった市町村数は、平成17年3月31日には2,521となるとともに、旧法に基づく特例措置が適用される平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請したもので見ると、平成18年3月31日には1,822となる見込みとなっている。

このように市町村の合併は、関係者の努力により成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところである。地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に応えていくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

##### 2 新法における市町村の合併の基本的考え方

###### (1) 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想の作成等

新法においては、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされて

いる。

(2) 合併特例区等の制度の創設

新法においては、合併市町村の円滑な運営を実現することができるよう、地域の実情に応じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できるととされている。

(3) 新法における特例措置

新法においては、引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会の議員の在任に関する特例等の措置が講じられているところである。

なお、旧法で設けられていた合併特例債は廃止されるとともに、普通交付税の合併算定替についてはその適用期間を段階的に短縮することとされたところである。

3 政府における市町村の合併を推進するための施策

政府は、次のような市町村の合併を推進するための施策を講ずることとする。

(1) 広報・啓発、情報提供

市町村の合併の推進に関し、広報パンフレットの作成、ホームページの活用等により、迅速かつ適切な広報・啓発、情報提供等を行うとともに、新たなまちづくりを支援するため、合併市町村についての情報発信等も積極的に行う。

(2) 相談体制の確保充実

総務省市町村合併推進本部内に設置した「市町村合併相談センター」において市町村の合併に関する制度、合併協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等市町村の合併に関する個別具体の相談に積極的に対応する。

(3) 市町村合併支援本部における連携措置

総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他のすべての副大臣を本部員として内閣に設置された「市町村合併支援本部」（平成13年3月27日閣議決定）を通じて、引き続き、市町村の合併についての国民への啓発を推進するとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図る。

(4) 市町村の合併に係る必要な支援措置

2(3)の措置のほか、新法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関の運営に要する経費及び構想の作成に要する経費については、都道府県に対して、所要の普通交付税措置を講ずる。

## 二 構想を定めるに当たりよるべき基準

### 1 審議会の設置

都道府県が構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

### 2 構想の内容

構想には、次に掲げる事項を定めること。

#### (1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

都道府県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。

#### (2) 市町村の現況及び将来の見通し

自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

#### (3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、新法第59条第1項に規定する構想対象市町村について、その組合せを示すこと。

なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね次に掲げる市町村をその対象とすること。

① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。

#### (4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

各市町村別人口及び面積の状況

項目 市町村名	人 口 (人)			面 積 (km <sup>2</sup> )
	平成17年(a)	平成12年(b)	増減数 (a-b)	
奈良市	370,106	374,944	▲ 4,838	276.84
大和高田市	70,796	73,668	▲ 2,872	16.48
大和郡山市	91,676	94,188	▲ 2,512	42.68
天理市	71,151	72,741	▲ 1,590	86.37
橿原市	124,739	125,005	▲ 266	39.52
桜井市	61,123	63,248	▲ 2,125	98.92
五條市	37,382	39,928	▲ 2,546	291.98
御所市	32,272	34,676	▲ 2,404	60.65
生駒市	113,724	112,830	894	53.18
香芝市	71,004	63,487	7,517	24.23
葛城市	34,982	34,950	32	33.73
宇陀市	37,183	39,762	▲ 2,579	247.62
(旧大宇陀町)	8,224	9,104	▲ 880	47.44
(旧菟田野町)	4,624	4,914	▲ 290	27.78
(旧榛原町)	18,548	19,438	▲ 890	64.41
(旧室生村)	5,787	6,306	▲ 519	107.99
市 計	1,116,138	1,129,427	▲ 13,289	1,272.20
山添村	4,595	4,967	▲ 372	66.56
平群町	20,281	20,497	▲ 216	23.90
三郷町	23,055	23,977	▲ 922	8.80
斑鳩町	27,841	28,566	▲ 725	14.27
安堵町	8,258	8,539	▲ 281	4.33
川西町	9,174	9,422	▲ 248	5.94
三宅町	7,764	8,042	▲ 278	4.07
田原本町	33,028	32,934	94	21.10
曾爾村	2,187	2,472	▲ 285	47.84
御杖村	2,366	2,623	▲ 257	79.63
高取町	7,913	8,153	▲ 240	25.77
明日香村	6,343	6,846	▲ 503	24.08
上牧町	24,955	24,005	950	6.14
王寺町	22,750	23,782	▲ 1,032	7.00
広陵町	32,817	31,444	1,373	16.34
河合町	19,442	20,126	▲ 684	8.27
吉野町	9,980	11,318	▲ 1,338	95.65
大淀町	20,070	20,376	▲ 306	38.06
下市町	7,737	8,670	▲ 933	62.01
黒滝村	1,076	1,194	▲ 118	47.71
天川村	1,800	2,104	▲ 304	175.70
野迫川村	743	783	▲ 40	155.03
十津川村	4,390	4,854	▲ 464	672.35
下北山村	1,211	1,292	▲ 81	133.53
上北山村	802	915	▲ 113	274.05
川上村	2,045	2,558	▲ 513	269.16
東吉野村	2,606	2,909	▲ 303	131.60
町 村 計	305,229	313,368	▲ 8,139	2,418.89
計	1,421,367	1,442,795	▲ 21,428	3,691.09

注)人口:国勢調査による(但し、平成17年は国勢調査速報人口)

平成16年度市町村財政状況(普通会計ベース)

(単位:千円,%)

団体名	平成16年度決算額					公債費 負担 比率	起債制限 比率 (3ヶ年平均)	財政力 指数 (3ヶ年平均)	経常収 支比 率※	地方債 現在高
	歳入 A	歳出 B	差引 A-B C	繰越財源 D	実質収支 C-D					
奈良市	105,591,297	104,966,804	624,493	529,085	95,408	18.8	11.4	0.784	93.3	172,351,801
大和高田市	21,968,602	23,020,183	▲1,051,581	330	▲1,051,911	22.7	15.8	0.498	104.9	30,922,446
大和郡山市	29,844,210	29,786,372	57,838	298,498	▲240,660	19.3	12.8	0.745	93.1	44,483,417
天理市	24,053,641	22,776,531	1,277,110	292,426	984,684	11.3	9.3	0.683	98.2	21,970,141
橿原市	41,352,902	40,454,086	898,816	525,075	373,741	20.1	13.1	0.661	91.3	56,817,469
桜井市	21,379,549	21,387,405	▲7,856	294,993	▲302,849	20.2	14.9	0.535	103.0	30,817,785
五條市	15,631,028	15,102,020	529,008	236,574	292,434	20.8	13.4	0.438	102.2	21,214,123
御所市	13,835,224	14,905,415	▲1,070,191		▲1,070,191	23.3	19.5	0.428	106.1	29,775,557
生駒市	33,875,813	33,445,596	430,217	88,281	341,936	20.4	8.4	0.851	92.1	33,381,451
香芝市	21,929,395	21,592,891	336,504	160,813	175,691	25.5	17.1	0.689	88.3	39,183,466
葛城市	12,623,508	12,346,079	277,429	160,935	116,494	16.0	11.0	0.569	92.8	12,148,290
<b>市計(平均)</b>	<b>342,085,169</b>	<b>339,783,382</b>	<b>2,301,787</b>	<b>2,587,010</b>	<b>▲285,223</b>	<b>19.9</b>	<b>13.3</b>	<b>0.626</b>	<b>96.8</b>	<b>493,065,946</b>
月ヶ瀬村	2,143,479	2,082,803	60,676		60,676	17.4	5.0	0.237	99.2	1,672,598
都祁村	3,875,461	3,701,589	173,872		173,872	18.0	13.2	0.518	98.0	6,607,016
山添村	3,220,096	3,186,832	33,264		33,264	31.6	15.8	0.305	102.4	5,113,915
平群町	6,993,628	7,330,972	▲337,344	1,485	▲338,829	29.1	15.7	0.500	95.9	9,897,551
三郷町	7,470,530	7,380,689	89,841	11,031	78,810	23.1	13.8	0.490	89.8	10,526,869
斑鳩町	8,578,685	8,139,151	439,534	136,750	302,784	20.1	10.6	0.541	93.6	8,796,821
安堵町	3,275,073	3,029,803	245,270	14,002	231,268	26.1	14.9	0.392	91.0	6,083,158
川西町	5,434,970	5,274,280	160,690		160,690	34.3	7.3	0.493	101.9	6,484,234
三宅町	3,329,785	3,293,539	36,246	11,966	24,280	14.5	10.6	0.365	112.0	5,367,990
田原本町	13,106,653	12,418,057	688,596	119	688,477	13.2	8.9	0.592	86.7	16,540,714
大宇陀町	5,025,994	4,725,360	300,634	12,356	288,278	25.0	14.5	0.274	99.6	7,274,013
菟田野町	3,009,604	2,954,822	54,782	288	54,494	23.0	18.8	0.219	102.3	6,176,729
榛原町	6,826,658	6,698,244	128,414		128,414	20.4	13.6	0.437	103.7	11,722,470
室生村	4,378,433	4,232,075	146,358	127,283	19,075	31.5	15.5	0.235	108.3	10,661,264
曾爾村	2,828,636	2,759,940	68,696	19,345	49,351	29.5	16.7	0.151	106.6	5,487,258
御杖村	3,254,343	3,220,548	33,795	26,117	7,678	25.7	10.2	0.127	100.7	4,676,877
高取町	3,711,787	3,654,564	57,223	106,045	▲48,822	22.2	14.0	0.335	99.9	5,473,416
明日香村	3,758,408	3,692,521	65,887		65,887	23.2	13.9	0.251	102.4	4,228,859
上牧町	6,731,612	6,951,687	▲220,075	132,259	▲352,334	27.8	17.2	0.459	101.6	17,670,974
王寺町	9,879,891	9,707,546	172,345	90,009	82,336	14.5	1.8	0.564	89.9	12,622,510
広陵町	9,660,224	9,198,165	462,059	79,352	382,707	21.0	13.7	0.586	93.7	14,516,439
河合町	6,750,355	6,530,412	219,943	50	219,893	24.4	15.3	0.493	100.4	15,124,745
吉野町	5,782,745	5,556,969	225,776	250	225,526	18.6	10.4	0.284	104.1	6,433,064
大淀町	8,087,292	7,918,501	168,791	89,513	79,278	20.2	9.8	0.484	95.2	8,477,567
下市町	4,577,392	4,325,462	251,930	1,927	250,003	19.3	10.6	0.271	98.5	7,011,314
黒滝村	1,724,849	1,659,239	65,610		65,610	27.7	14.9	0.109	109.9	2,242,701
西吉野村	4,518,828	4,458,074	60,754	26,677	34,077	27.0	13.1	0.166	99.8	7,239,212
天川村	2,953,040	2,839,145	113,895	7,727	106,168	21.7	9.9	0.135	95.7	2,996,272
野迫川村	2,425,850	2,304,751	121,099	14,613	106,486	29.7	14.7	0.116	88.8	3,492,503
大塔村	2,462,226	2,356,036	106,190	51,679	54,511	34.6	11.9	0.087	104.5	2,945,454
十津川村	5,216,400	5,073,067	143,333	74,320	69,013	14.5	5.7	0.301	91.8	4,610,577
下北山村	2,328,582	2,281,912	46,670	2,561	44,109	37.6	17.7	0.270	101.8	4,285,865
上北山村	2,093,089	1,987,063	106,026	5,080	100,946	23.5	11.4	0.147	113.6	2,623,066
川上村	4,186,808	3,961,145	225,663		225,663	25.1	17.8	0.129	103.8	5,239,314
東吉野村	2,939,406	2,779,893	159,513	107,250	52,263	24.3	17.3	0.129	103.1	2,974,500
<b>町村計(平均)</b>	<b>172,540,812</b>	<b>167,664,856</b>	<b>4,875,956</b>	<b>1,150,054</b>	<b>3,725,902</b>	<b>24.0</b>	<b>12.7</b>	<b>0.320</b>	<b>99.7</b>	<b>253,297,829</b>
<b>県計(平均)</b>	<b>514,625,981</b>	<b>507,448,238</b>	<b>7,177,743</b>	<b>3,737,064</b>	<b>3,440,679</b>	<b>23.0</b>	<b>12.9</b>	<b>0.393</b>	<b>99.0</b>	<b>746,363,775</b>

※経常収支比率は、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えた比率を掲載している。

資－4 奈良県市町村合併推進審議会委員名簿

◆奈良県市町村合併推進審議会委員名簿

氏名	主な役職名
前川 正	奈良県市長会代表 御所市長
長谷川 明	奈良県市長会代表 桜井市長
岡井 康德	奈良県町村会代表 河合町長
福西 力	奈良県町村会代表 上北山村長
河合 正	奈良県市議会議長会代表 橿原市議会議長
西澤 巧平	奈良県町村議会議長会代表 吉野町議会議長
音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長
北村 年宏	元大塔村長
下崎 千代子	大阪市立大学大学院教授
土谷 宗一	学校法人白藤学園理事長
戸田 清子	奈良県立大学助教授
中川 幾郎	帝塚山大学大学院教授
仲川 順子	奈良NPOセンター理事長
仲宗根 迪子	奈良県生活協同組合連合会 専務理事
福留 伸一	(社) 日本青年会議所 奈良ブロック協議会会長

(敬称略)

◆奈良県市町村合併推進審議会審議経過

【平成17年】

回	開催日	議 事
第1回	8月29日	(1) 会長選出 (2) 市町村合併の動向について (3) 新合併特例法について (4) 県内市町村の現況等について (5) 構想策定スケジュールについて
第2回	10月24日	(1) 審議会の公開について (2) 新法下の国の新市町村合併支援プランについて (3) 構想(案)について 1) 「市町村の現況及び将来の見通し」について 2) 「基本的な事項」について ① 奈良県における市町村の望ましい姿 ② 奈良県における市町村合併の必要性 ③ 奈良県の役割に関する基本的な考え方 3) 奈良県における市町村合併の組合せに関する基本的な考え方について
第3回	12月19日	(1) 「今後の市町村の行財政運営にかかる基本方針」に関する調査結果について (2) 構想対象市町村の組合せパターンについての検討 (3) 市町村合併を推進するために必要な措置について

【平成18年】

第4回	2月16日	(1) 構想対象市町村の組合せ(案)について (2) 市町村合併を推進するために必要な措置について
第5回	3月23日	(1) 奈良県市町村合併推進構想(素案)について